

令和8年度 市・県民税の申告について

令和8年1月1日現在で南城市にお住まいの方は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間の収入等について、**申告期限（令和8年3月16日）**までに南城市へ申告書を提出してください。

●申告期限までに申告がない場合

- ・様々な行政サービス（公営住宅入居、就学援助、保育園の入園、授業料免除、児童（扶養）手当、所得証明書の発行等）を受ける際に不利益をこうむる場合があります。
- ・国民健康保険に加入している方は、保険税の軽減や高額療養費の支給等において不利益をこうむる場合があります。

申告が必要かどうかの判断は、「申告判断フローチャート」（申告書同封、南城市ホームページ掲載）を参考にしてください。

●申告に必要なもの

1. 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
 2. 個人番号確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー記載のある住民票）
 3. 前年中の収入・必要経費がわかるもの
 - ①給与収入がある方は、給与所得の源泉徴収票（または給与明細、支払証明書等）
 - ②公的年金収入がある方は、公的年金の源泉徴収票
 - ③事業収入、不動産収入がある方は、収入と必要経費がわかる帳簿・領収書、固定資産税納税通知書（令和7年度分）等
 4. 各種控除に必要な領収書、証明書等
 - ①社会保険料控除：国民年金、国民健康保険税、介護保険料等の領収書や証明書等
 - ②生命保険料・地震保険料控除：保険会社が発行する控除証明書
 - ③医療費控除：医療費控除の明細書
 - ④障害者控除：障害者手帳、療育手帳等（等級のわかるもの）
 - ⑤寄付金控除：寄付金受領証明書等
 - ⑥所得税の還付を受ける方は、本人口座がわかる通帳等
 - ⑦その他内容を確認する際に必要と思われるもの
- ※医療費控除については、医療費控除の明細書の提出が必要です。領収書の提出は不要ですが後日確認をする場合がありますので、ご自身で5年間保管してください。

●郵送による申告について

申告は郵送でも受付いたします。特に「収入の無い方」、「給与または年金収入のみの方」は、申告会場での混雑緩和のため郵送による申告にご協力をお願いします。申告書に必要事項を記入し、上記の申告に必要なもの（源泉徴収票、各種控除証明書等）を同封し、南城市税務課まで郵送してください。

南城市ホームページにも掲載していますのでご参照ください。

※事業収入、不動産収入のある方は申告書裏面5または6の項目に記載するか、収支内訳書を作成し同封してください（領収書等は同封せず、ご自身で5年間保管してください。後日確認させていただくことがあります）。

※郵送された書類は原則返却しませんので、証明書等は写しを同封してください。

※記載不備、必要書類不足の場合は受付できず、返送することがあります。

※所得税の確定申告書は、税務署へ提出してください。

送付先：〒901-1495 南城市佐敷字新里1870番地
南城市役所税務課（市民税係）

令和8年度申告の手引き

申告書(表面)の記入例

(令和7年1月1日から12月31日までの内容)

令和8年度 市民税・県民税 兼 国民健康保険税 申告書

(令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得) 南城市長 殿 令和 年 月 日 提出		職業、業種 勤務 先	自営業・会社員	行 政 区 新里	受付印
現住所	〒901-1495 南城市佐敷字新里1870番地	令和8年 1月1日 の住 所	現住所と異なる場合は記入		
フリガナ	ナンジョウ タロウ	生年月日	明・大○平・令 38年 12月 5日		
氏名	南城 太郎	電話番号	917-5328		
個人番号	I-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	世帯主	南城 太郎	続柄 本人	代理人署名 続柄
宛名番号 1234567890					
3 所得から差し引かれる金額に関する事項					
控除額	損害の原因	年月日	損害金額	補填金額	差引損失額 (総所得金額等×10%) (※収支差額の場合は5万円)
控除額	支払った医療費等		保険金などで補填される金額		総所得金額等の5%と10万円のいづれか少ない金額 (セルフメディケーション税制の場合)(12,000円)
控除額	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	国民年金	
	100,000 円	円	円	円	
控除額	その他の社会保険料				
控除額	※旧生命保険料の金額	134,500 円	新生命保険料の金額		
控除額	※旧個人年金保険料の金額		新個人年金保険料の金額		
控除額	控除額を記入		介護医療保険料の金額		
控除額	旧長期保険料		地 震 保 険 料	3,000 円	
控除額	寡婦(死別・離別・その他)・ひとり親				
控除額	障害者(身体・精神級、療育級)		□ 特障	□ 普障	
控除額	特別障害→身体1.2級、精神1級、療育A1,A2、手帳持参(コピー可)				
控除額	勤労学生(学校名)				
配偶者等	配偶者の氏名	生年月日	同・別居	障害者	合計所得
配偶者等	南城 花子	明・大○平 40・10・1	○居 別居	身障精 級	
配偶者等	個人番号 2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2				
配偶者等	氏名 続柄	生年月日	同・別居	障害者	合計所得
配偶者等	南城 次郎 子	明・大・昭・平 8・5・1	○居 別居	身障精 級	
配偶者等	個人番号 3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3				
配偶者等	明・大・昭・平 ・・・				
配偶者等	明・大・昭・平 ・・・				
配偶者等	個人番号 3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3				
配偶者等	南城 朝陽 子	明・大・令和 20・2・25	○居 別居	身障精 級	
配偶者等	個人番号 4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4				
配偶者等	平成・令和 ・・				
配偶者等	平成・令和 ・・				
配偶者等	平成・令和 ・・				
配偶者等	個人番号 3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3				
別居の扶養親族等に関する事項	氏名 住 所				
別居の扶養親族等に関する事項	南城 次郎 東京都八王子市南大沢○○番地				
給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択 <input checked="" type="checkbox"/> 給与から差引き (特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付 (普通徴収)					
本人確認	<input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 身元確認:マイナンバーカード・運転免許証・その他()				
受付					
入力					
点検					

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合は、「医療費控除」の「区分」欄に「1」と記入してください。

※申告期限間近は、大変混み合います。申告は早めに済ませましょう。

●所得から差し引かれる金額について(控除額)

社会保険料控除	小規模企業共済掛金
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの支払った金額	小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金などの支払った金額
生命保険料控除	地震保険料控除
生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払った保険料に応じて一定額	地震保険料、(日)長期損害保険料の支払った保険料に応じて一定額
寡婦控除・ひとり親控除／勤労学生控除	

●寡婦控除・ひとり親控除

婚姻していない（又は事実婚の状態ない）方で、次の表に該当する場合

名称	性別	所得要件	事由	扶養親族の有無	控除額
寡婦控除	女性		死別	問わない	26万円
			離別	扶養親族有	
ひとり親控除	問わない		問わない	生計を一にする子有(所得58万円以下)	30万円

●勤労学生控除

本人が学生または生徒で、合計所得金額が85万円以下で、かつそのうち勤労に基づかない所得が10万円以下の方 《控除額》26万円

障害者控除

本人や扶養親族等が障害者である場合

名称	等級内容	控除額
特別障害	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A1、A2)	30万円
同居特別障害	精神障害者保健福祉手帳(1級)	53万円
普通障害	上記以外の等級の方	26万円

配偶者控除・配偶者特別控除

あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が次の表に該当する場合

名称	配偶者の合計所得金額	控除額
配偶者控除	58万円以下	11万円～33万円 (70歳以上:13万円～38万円)
配偶者特別控除	58万円超133万円以下	1万円～33万円

※あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合。

扶養控除・特定親族特別控除

●扶養控除

あなたと生計を一にする扶養親族の合計所得金額が58万円以下の場合

※16歳未満は控除対象ではありませんが、非課税判定等において扶養親族として扱われます。

●特定親族特別控除

あなたと生計を一にする特定親族のうち合計所得金額が58万円超123万円以下の場合

※控除額の適用はありますが、非課税判定等において扶養親族には含まれません。

区分	年齢要件等	控除額
一般扶養	16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満	33万円
老人扶養	70歳以上	38万円
同居老親等	老人扶養のうちあなたが配偶者の直系尊属で、かつ同居している場合	45万円
特定扶養	19歳以上23歳未満	45万円
特定親族特別控除		3万円～45万円

基礎控除

合計所得金額に応じて適用される控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円

●収入に係る内訳等の記入について

前年中の収入、必要経費、所得等について、該当する項目を記入してください。

- ・収入金額・・・前年に収入が確定した金額
 - ・必要経費・・・収入を得るために支出した費用（生活費等は除く）
 - ・所得金額・・・収入金額から必要経費を引いた金額
(給与収入の場合) 給与収入-給与所得控除=給与所得
(公的年金収入の場合) 公的年金収入-公的年金所得控除=雑所得
- ※記入した収入金額、所得金額については、表面の該当箇所に転記してください。

○事業収入や副業等による雑収入があった方…申告書裏面5および内訳を記入してください。

（事業収入：販売業、飲食業、建設業、農業、漁業、外交員等に係る収入など）
(副業収入：原稿料、講演料、事業規模ではない僅少な収入など)

※記帳・帳簿書類の保存がない場合や収入金額が僅少など事業所得と認められる事実がない場合、その所得が「雑所得」に該当するものとして申告受付する場合があります。

○不動産収入があった方…申告書裏面6および内訳を記入してください。

（地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料等による収入）

○給与収入があった方…勤務先から交付される源泉徴収票や給与支払証明書を添付してください。源泉徴収票等が無い場合は、勤務先から申告書裏面7に収入状況を記入してもらってください（社印必須）。

○雑収入（公的年金以外）があった方…申告書裏面8に記入してください。（生命保険の年金等他の所得に当てはまらない収入）

○総合譲渡、一時所得があった方…申告書裏面9に記入してください。 総合譲渡所得（土地建物、株式等以外の資産の譲渡により生じる所得） 一時所得（賞金、生命保険の満期返戻金などによる所得）

●所得金額調整控除について

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超える場合

ア 本人が特別障害者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる
ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる
所得金額調整控除=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合1,000万円)-850万円)×10%

該当する場合は、申告書裏面13に記入してください。

申告書(裏面)の記入例

(令和7年1月1日から12月31日までの内容)

5 事業(営業・農業・漁業等)雑(業務)所得に関する事項(1月1日~12月31日まで)				※給与・賃金の内訳		記載できない場合は別途資料を作成し添付してください	
所在地	所得の種類	営・農・漁業	氏名	個人番号	生年月日	支払額(円)	
名 称	帳簿記載	有・無	〇〇〇〇	：：：：：	：：：：	200,000	
業種名	農業(さとうきび)	領収書確認	〇〇〇〇	：：：：：	：：：：	200,000	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)				
売上(収入)金額①	1,300,000	給与・賃金	400,000				
外注工賃	②	外注工賃	4,000				
入家事消費	③	減価償却費	コ				
金額	1,300,000	小計①+②+③④	1,300,000				
期首商品棚卸高	⑤	修繕費	30,000				
仕入原価	⑥	消耗品費	タ				
原価	⑦	雜費	チ				
修理料	イ	経費	ツ				
差引原価⑧-⑨	⑨	農具費	テ				
種苗費	ア	農葉衛生費	ト				
肥料・飼料費	イ	委託料	ナ				
農具費	ウ	資材	カ				
農葉衛生費	エ	経費(アーナ)⑪	834,000				
費用	オ	総 費	⑩ + ⑪	A			
専從者控除額	B	所得金額	(⑤ - A - B)	466,000			

*事業上の経費が生活費と一緒になるもの(電気・水道・電話・ガソリン代など)については事業分担が経費になりますのであわせて下さい。(生活費は含みません)

6 不動産所得に関する事項(1月1日~12月31日まで)

収支計算書				
種類	件数	月額(円)	月数	
家賃			年額(円)	
地代	I	50,000	12	600,000
駐車場				給料・賃金
				減価償却費
				租税公課
				100,000
不動産収入の合計①		600,000(円)		
物件の名称	△タクシー			
物件の住所	南城市佐敷〇〇〇番地			必要経費計②
				100,000
				③(+イナウ)×1/2
				500,000

7 給与所得の内訳(1月1日~12月31日の支給金額)

雇用主の発行する源泉徴収票や給与証明書等の無い方は、下記へ雇用主から証明してもらってください。なお、勤務先が一定でない場合は日給及び勤務日数を記入して下さい。

勤務先 (有)海山商事			
住所	那霸市泉崎〇〇番地	電話	〇〇〇-〇〇〇〇
月 日給(円)	100,000	日 数	9
	100,000		10
	100,000		11
	100,000		12
	100,000		賞与等
	100,000		計
	100,000		1,200,000
備考	社会保険料		

13 所得金額調整控除に関する事項					
氏名	統柄	明大昭令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
個人番号					

●給与所得の速算表

給与等の収入額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
650,999円まで		0円
651,000円	1,899,999円	収入金額-650,000円
1,900,000円	3,599,999円	給与等の収入額÷4=A (千円未満切捨) A×2.8-80,000円
3,600,000円	6,599,999円	A×3.2-440,000円
6,600,000円	8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額-1,950,000円

●公的年金等に係る雑所得速算表

年齢区分	公的年金等の収入金(A)	雑所得の金額
65歳未満	130万円以下	A-600,000
	130万円超~410万円以下	A×0.75-275,000
65歳以上	330万円以下	A-1,100,000
	330万円超~410万円未満	A×0.75-275,000

*公的年金等以外の所得が1,000万円以下の場合。

●事業所得、不動産所得がある方は下記の例を参考に内訳を記入してください。

家事と事業の両方に関りがある費用（家事関連費）については、使用面積や使用時間等事業に直接必要であったことが明らかに区分できる基準によって按分します。

収入	売上(収入)金額	前年中の売上(収入)金額(未収分含む)
家事消費	商品などを家事のために消費、贈与した場合の通常の販売価額	
その他の収入	空箱の売却金額やリバートなどの収入	
原価	期首商品棚卸高	前年1月1日現在の商品、製品等の在庫の金額
仕入金額・原価	前年中の仕入の金額。	
期末商品棚卸高	前年12月31日現在の商品、製品等の在庫の金額	
必	従業員(専従者除く)に支払った給与、賞与等の合計額	
要	※専従者控除について	
経	生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族がその年を通じて6ヶ月を超える期間専ら従事している場合事業専従者一人につき次のいずれか少ない金額を必要経費とみなす。	
費	①50万円(配偶者の場合は86万円) ②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)	
給与・賃金	修理工賃などで外部に注文して支払った場合の加工賃等	
外注工賃	事業用に土地や建物を賃借して支払った地代や家賃	
地代・家賃	建物、機械、車両等事業に必要な減価償却資産の耐用年数を基に算出した金額	
減価償却費	事業税、固定資産税、自動車税、印紙税等の税金や商工会等の組合費	
租税公課	事業用として支払った水道料金、電気料金、ガス料金など	
水道光熱費	事業のためかかった宿泊費等の旅費や交通費	
旅費交通費	事業のために使用した電話料や切手代、インターネット使用料等	
通信費	事業用の建物、機械、器具等の修理費用	
修繕費	事業用に使った事務用品費やガソリン代等	
消耗品費	事業のために要した費用で他の経費に当てはまらない経費	
雑費		

○収入がなかった方……12の該当する箇所を記入して下さい。扶養されていた方は、扶養している人の「氏名」「統柄」「住所」を記入して下さい。

申告期限 令和8年3月16日(月)

※申告の受付場所、日時等は同封の申告受付日程表で確認して下さい。

申告についての問い合わせは
南城市 税務課 市民税係 TEL917-5328